

別表

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅	グループホーム	特別養護老人ホーム
定義	有料老人ホーム（※1）のうち「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない有料老人ホーム	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けていない有料老人ホーム	バリアフリーで安否確認と生活相談サービスのある高齢者向けマンション	認知症の方が少人数（5～9名）のユニットで暮らす施設	公的施設が運営する在宅では暮らせない高齢者のための施設
設立根拠法令/所管	老人福祉法/厚生労働省	老人福祉法/厚生労働省	高齢者住まい法/厚生労働省・国土交通省	老人福祉法/厚生労働省	老人福祉法/厚生労働省
介護保険種別/居住の権利形態	特定施設入居者生活介護/利用権式	任意の介護サービス/利用権式	任意の介護サービス/終身賃貸借契約	認知症対応型共同生活介護/利用権方式	介護老人福祉施設/利用権方式
設備基準（部屋の広さ、食事サービス、居室にトイレ、浴室）	13㎡以上、食事あり、トイレあり、浴室無し	13㎡以上、食事あり、トイレ施設による、浴室無し	25㎡以上、食事任意、トイレあり、浴室あり	7.43㎡以上、食事あり、トイレなし、浴室なし	11㎡以上、食事あり、トイレ施設による、浴室なし
人員配置基準/夜間配置	・管理者 ・生活相談員 ・看護職員 ・要介護者：介護職員＝3:1 ・機能訓練指導員 ・計画作成担当者の配置 /夜間介護スタッフ常駐	法令上の規定はないが、標準指導指針（局長通知）において、適宜の職員の配置を示している /夜間非介護スタッフ常駐	専門資格を持つ者が、少なくとも日中常駐し、状況把握サービス及び生活相談サービスを提供すること。 ※ 常駐しない時間帯は、緊急通報システムにより対応 /夜間無人の施設もあり	・管理者 ・要介護者：介護職員＝3:1 ・計画作成担当者の配置 /夜間介護スタッフ常駐	・施設長 ・生活相談員 ・介護・看護職員 ・要介護者：介護職員＝3:1 ・栄養士 ・機能訓練指導員 ・計画作成担当者の配置 /夜間介護スタッフ常駐
レクリエーション・リハビリ・日中の過ごし方	レクリエーションあり・リハビリあり・日中は自室やレクリエーション参加など自由	レクリエーション一部あり・リハビリ一部あり・レクリエーションがないと日中は自室にこもることが多い	レクリエーションなし・リハビリなし・日中は自室が元気な方は自由に外出。	レクリエーションあり・リハビリなし・日中はダイニングでユニットメンバーと過ごす	レクリエーションあり・リハビリあり・日中は自室やレクリエーション参加など自由
看護師配置	看護師日中常駐	一部の施設で看護師日中常駐	看護師が常駐している施設は少ない	看護師が常駐している施設は少ない	看護師日中常駐
外出の自由度、面会、外泊	外出の自由度△、面会○、外泊○	外出の自由度△、面会○、外泊○	外出の自由度○、面会○、外泊○	外出の自由度×、面会○、外泊○	外出の自由度×、面会○、外泊○
費用	前払金100万円～。月々20万円～。	月々15万円～	月々20万円～	月々15万円～	月々10万円～（所得による）
入居条件、対象者/看取対応	一部介護専用型（要介護以上）あり/看取可能	施設によって異なる/看取可能な施設が多い	介護度が重くなると退去を促される場合あり/看取できない施設が多い	要支援2以上。認知症の診断があること。/看取は一部施設で可能	要介護3以上/看取可能
併設施設、併設サービス	一部クリニックなど	訪問介護、デイサービス、訪問看護、小規模多機能など	訪問介護、デイサービス、訪問看護、小規模多機能など	小規模多機能	原則無し

※1…有料老人ホームとは高齢者を住ませ、①食事②介護③家事の供与④健康管理いずれか（複数可）のサービスを提供する施設をいう

※上記表は一般的な施設特徴であり、当てはまらない場合があります。